



中津市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年10月20日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 定期監査

課 名：地域医療対策課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)収入事務について（現金等取扱事務）</p> <p>診療所において、委託業者からの「保守点検・修理報告書」の「お客様ご確認署名」欄に、職員の署名ではなく、診療所の領収印を押印していた。</p> <p>領収印は現金を収納するために用いられるもので、公金を納付したことを証する重要なものである。収納業務以外の業務に使用しないよう十分に注意されたい。</p> <p>また、領収印の管理・保管が適正に行われていないと、不正な収納が生じるリスクがあることから、現金と同様、金庫に保管する等、管理・保管の徹底を求める。</p> <p>(2)財産管理について（物品管理）</p> <p>各診療所において、医薬品等の現在高と帳簿残高の確認ができておらず、適正な在庫管理ができていないものが見受けられた。</p> <p>診療所における医薬品・診療材料等については、たな卸資産の様な具体的な規定は定められてはいないものの、中津市物品会計規則により物品の適正な管理が求められており、定期的に医薬品等の現在高と帳簿残高の確認を行う等、適正な物品管理を求める。</p>	<p>報告書の署名欄につきましては、今回のご指摘を受け、9月29日確認を行った職員が署名いたしました。また領収印につきましては、収納業務以外の使用はできないことを診療所職員に対して、周知徹底します。</p> <p>なお、領収印につきましては、公金取扱マニュアルに領収印の保管についても追加する等し、また、今後は、現金と同様、耐火金庫に保管することを診療所職員に周知徹底を行い、領収印の適正な管理に努めます。</p> <p>ご指摘の医薬品の適正管理につきましては、帳簿等の資料が作成できていないことから、医薬品を適正に管理していることを客観的に証明することができません。</p> <p>今後は、各診療所の職員とも協議を行い、現行の職員数でも可能なたな卸の体制を令和5年度末までに整備し、中津市物品会計規則に則った、医薬品の適正管理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 定期監査

課 名：観光課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)収入事務について</p> <p>収納した現金は速やかに払込まなければならないとされているが、メイプル耶馬サイクリングロードスタンプラリー不滅のガチャ売上収入の金融機関への払い込みに時間を要しているものが見受けられた。</p> <p>中津市会計事務規則に基づき適切な公金管理を行うよう求める。</p> <p>(2)支出事務について</p> <p>① スタンプラリー賞品の食事券2,000円を当選者が事業所(店舗)で使用した場合、事業所(店舗)からの請求は2,000円となり、市が事業所(店舗)に2,000円支払うものである。</p> <p>本件は、当選者が2,250円の飲食に食事券2,000円を利用し、事業所から市に2,250円で請求があり支払っている。食事券2,000円を超える250円分については、利用者(当選者)が支払うものである。</p> <p>今後は、このような誤りがないよう、事業所(店舗)に対して食事券の取扱いを十分周知するよう徹底されたい。</p> <p>② 中津耶馬溪観光協会補助金において、収支予算書・決算書に補助対象経費と対象外経費が明確化されていなかった。また、収支決算書の金額に誤りが見受けられた。さらに、一般社団法人中津耶馬溪観光協会補助金交付要綱第14条第2項に補助金の返還期日が定められているが、期限内に返還されていなかった。令和3年度財政援助団体の監査でも指摘していることもあり、課内への周知徹底はもとより、中津耶馬溪観光協会への指導も徹底されたい。</p>	<p>ご指摘のあった事項については、今後は金額を確認の上、1週間分の売上収入をその都度回収し金融機関に払い込むよう改め、適正な公金管理に努めます。</p> <p>ご指摘のあった事項は、課内で情報共有するとともに、事業所に対して食事券の取扱い等について周知の徹底を行い、今後そのような請求があった場合は、丁寧に説明を行ってまいります。</p> <p>ご指摘の事項は課内はもとより、中津耶馬溪観光協会とも情報共有を行い、指導を徹底してまいります。また今後は指摘事項をまとめたチェックシート等を作成し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>	

課 名：観光課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(3)その他(支払い遅延)</p> <p>支払いの遅延が見受けられた。 対価の支払の時期は、市町村が給付の完了の確認又は検査を終了した後、相手方から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については、40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日までに支払わなければならないとされている(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項)。 また、支払が遅延した場合、遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならないとされているが(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条)、遅延利息を支払っていない。延滞金の支払いは市長の専決処分事項で、議会報告等重大な問題になるということを十分認識の上、契約毎の支払期日には十分に注意し、適正な会計事務処理を行われない。</p>	<p>ご指摘の 遅延利息については、相手方へ令和4年9月及び令和5年2月に説明を行いました。相手方より遅延利息を請求しない旨の回答を得たため、遅延利息は支払わないことといたしました。</p> <p>今回指摘を受けたことを課内全員で共有するとともに、会計事務に係る研修会を毎年実施することとし、関係法令、マニュアル等を再確認したうえで適正な事務処理に努め、再発防止を図ります。</p>	